

競争力強化型機器等導入緊急対策事業における取組の目標(KPI)に係る漁業所得の算出方法等

下記に従い漁業所得の算出、根拠書類の管理等を行うこととし、不明な点、修正に支障がある場合などについては漁安協に必ず確認・相談をお願いします。

1. 取組の目標 (KPI) に係る基準年と実績年の漁業所得の算出方法、根拠書類及び根拠書類の保管

○取組の目標 (KPI) ・実績の根拠として使用する資料

✓個人：税務申告書（青色申告又は白色申告）

✓法人：決算書（みなし法人、漁業グループも含む）

※代表者が船を所有し、メンバーに給与という形で支払っている場合は、みなし法人での申請ではなく代表者本人の税務申告書となります。

※確定申告者（例：親子同一経営で親が船を所有等）、住民税申告者（例：税務申告の義務がない等）税務申告書・決算書の科目をそのまま使用できない（例：一部除外する費目がある等）などの場合は、その他経営資料（確定申告書、住民税申告書、その他使用した数値が確認できるもの）の使用も可とします。

○各年度の始期・終期

年度の始期・終期（月の期間）については、以下の取扱いで差し支えありません。

✓個人：税務申告書の期間である暦年（1月～12月）

✓法人：当該法人の会計期間（4月～3月であればその期間）

○費目・区分

基準年に使用した費目・区分及び算出方法は、実績管理においても継続的に使用してください。

※期間中に変更すると基準が変わるため、正確な実績管理ができません。

※個人の青色申告書、白色申告書における所得額は、差引金額、専従者控除前の所得額、専従者給与控除後の額、青色申告特別控除後の額等のいずれでも可としますが、基準年における所得を「専従者給与所得者の控除後の所得」とした場合は、実績管理も引き続き同所得を使用してください。

※上記に関わらず、親子等で承継を行う予定の場合は、家族経営（親子によるみなし法人）として世帯の所得を使用してください。また、事業実施者が親から子へ承継された場合、継承前の事業実施者の費目・区分の実績を使用・準用してください。

○基準年の設定方法

取組の目標 (KPI) の基準年に5中3（直近5ヶ年のうち、漁業所得が最大年と最小年を除いた3ヶ年平均）を採用する場合は、漁労収入と漁労支出が必ず同一年のものを使用してください。

※漁労収入と漁労支出が別々年の3年のデータを使用することはできません。

○各年度の目標設定の基本的な考え方

各年度の目標設定は、各事業実施者の状況を踏まえ、所得額が実態と乖離せず現実に即したものとなるようにしてください。

また、事業実施者本人が通常に生活できる漁業所得にしてください。

○取組の目標 (KPI) の例外的な取扱い

・取組の目標 (KPI) の基準年を算出した結果、赤字となる場合は、計画期間5年目に漁業所得（償却前利益）が10%を超える黒字計画が必須となります。

※本事業の趣旨から、黒字化の見通しが立たない取組の目標 (KPI) は認められません。

・機器導入を4月～3月（補助事業の年度期間）を超えて行った場合は、計画期間1年目での機器導

入とされるため、計画期間5年未満で取組の目標（KPI）達成に取り組む必要があります。

※例：個人がH30年度補正事業でR2.2に機器導入→計画期間R2年1月～R6年12月

・取組の目標（KPI）の当初計画は、原則として変更できません。

※漁業グループでKPIを作成後、途中1人が引退し目標達成が困難な場合は、当初計画に対し引退者

〇万円分の目標分が除外されているなどの報告を「実績が目標を下回った理由」の中に毎年記載。

○根拠資料の保管

税務申告書・決算書の写しの他、各費目の数値に使用した経営資料（使用した数値が確認できるもの（減価償却費計上に使用する「固定資産台帳」、これに準ずる「内訳書」、「機器等の管理台帳」などを含む）は、基準年及び実績年の漁業所得を証明する関係書類として取組終了後5年間適切に保存してください。

※過去の経営資料が紛失・処分等により保存されていない場合は、漁協、税理士、税務署等に照会・確認し写し等を必ず入手し保存してください。

2. 取組の目標（KPI）に係る基準年と実績年の漁業所得（漁労利益）の算出方法

○個人における漁業所得と漁労外事業所得（その他の所得）

✓ 漁業所得：漁業生産に伴う漁労収入・支出の収支差。

漁労収入は、漁獲物・収獲物販売及び養殖生産の収入、他漁業への従事による給与等の収入。

漁労支出は、雇用賃金、漁船・漁具費、油費、えさ代、種苗代、修繕費、販売手数料、負債利子、漁業関係保険料（経費として支出しているもの）、租税公課諸負担、減価償却費などの経費。

✓ 漁労外事業所得：兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁協の役員報酬、他会社等からの給与など、漁業経営以外の兼業・兼職に伴う収入及び支出の収支差。

※年金や保険等の配当金、漁協から歩戻しや配当金、その他保証金、他の事業に係る補助金や他の事業に係る日当は漁労収入には計上しません。なお、漁労外事業所得にも該当しない年金などが生活の比重が高い場合は、備考欄に記載してください。

※漁業に関係のない機器（自家用乗用車、家電等）は、漁労支出に該当しません。

※漁業関係保険料（漁業共済、漁船保険、積立プラス、漁業経営セーフティネット構築事業積立金等）のうち預け金等にて資産計上している場合は、漁労支出等の支出には該当しません。

※漁業所得の万円未満の端数については、切り捨て処理してください。

○法人における漁労利益と漁労外利益（その他の利益）

漁労利益（漁労収入・支出の収支差）、漁労外利益は、上記の個人における漁業所得、漁労外事業所得の考え方を準用してください。

○個人における減価償却費

減価償却費の計上を除くのは、当該事業で導入する機器の減価償却費のみです。それ以外の減価償却費は計上してください。この取り扱いは、過年度事業を含め全案件について、基準年及び実績年とも対象です。

なお、具体的な計上については、「漁労支出」の「その他」欄に「減価償却費の合計額－当該事業で導入する機器の減価償却費」分を含める方法により行ってください。

※減価償却費の合計額は、固定資産台帳またはこれに準ずる内訳書等の資料、導入機器の減価償却費は、「機器等の管理台帳」から算定するなどにより計上してください

※上記の指導については、平成29年度補正事業以降適用することとなっておりますが、平成27・28補正事業においても同様に徹底してください。

※事業実施者が個人から法人化した場合、減価償却費の取扱いは、法人化後も個人における計上方法を継続してください。

以上